## 第三者評価結果の公表事項(母子生活支援施設)

## ①第三者評価機関名

NPO 法人介護・福祉サービス非営利団体ネットワークみやぎ

## ②評価調査者研修修了番号

SK18011

S2019005

第66号(県修了番号)

## ③施設の情報

2/					
名称:栗原市フ	アミリーホームひだまり	種別:母子生活支援施設			
代表者氏名:施設長 鈴木みはる			定員(利用人数): 20世帯(3世帯)		
所在地:宮城県	栗原市若柳字川北元町裏 332 番	地			
TEL: 0228-32-2	2703	ホーム	ふページ:無		
【施設の概要】		•			
開設年月日:	1951年10月15日				
経営法人・設	置主体(法人名等): 宮城県栗原	京市			
職員数	常勤職員:	2名	非常勤職員 6名		
有資格	(資格の名称)	名			
職員数	保育士	2名			
	社会福祉主事	1名	医師(嘱託医) 1名		
施設・設備	(居室数・設備等)				
の概要	・母子室(予備室)20室(1室)				
	・集会室兼遊戯室・学習室・相談室・事務室・静養室・職員ロッカー室				
	・浴室 (大・小)・トイレ (2 室)				

## ④理念・基本方針

## <理念>

ファミリーホームひだまりは、児童憲章の具現化に向け、その一助となるべく母子生活を支援し、健やかな子の生育を目指します。

## <基本方針>

母子生活支援施設に入所した者の福祉の向上を図り、社会の共同生活に適応し自立更生されるよう支援に努め児童の健全で健やかな育成をめざし、健康の増進と情操を豊かにし、心身共に 愛護する。

#### ⑤施設の特徴的な取組

- ○ファミリーホームひだまりは、宮城県北部をエリアに栗原市が設置・運営する公設公営の施設である。
- ○母子への権利侵害に対応するため、短期支援事業による緊急保護を行っている。
- ○母子の支援に際しては、何ごとについてもチームワークをもって行動し、施設長が調整役と なって対応している。
- ○母親と子どもが職員と中庭の畑で野菜の種まき、栽培、収穫を行い、食育を行っている。
- ○野外活動や親子旅行、ふれあい交流等を通して地域に出る体験を積極的に企画し、社会経験 を多く持てるよう図っている。

## ⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	2020年 8月 12日 (契約日) ~
	2021年 1月13日(評価結果確定日)
前回の受審時期 (評価結果確定年度)	2017 年度

#### ⑦総評

## ◇特に評価の高い点

## 1. 多くの関係機関と連携し、きめ細やかな支援が行われている点

関係機関と連携し、母子の個別の課題に沿って社会資源を活用したきめの細かい支援を行っている。関係機関は、行政から福祉事務所、社会的養護機関、障害者支援事業所、病院や診療所、学校、弁護士事務所、ハローワーク等の就労支援機関、フードバンク等のNPO法人など多岐にわたる。

特に、短期支援事業による緊急保護など母子への虐待に対応する機能を果たすための支援 には、児童相談所や女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター)との連携が一層重要 になると考えており、警察を含め日ごろからの情報交換や連携を綿密にしている。

## 2. 母親と子どもが抱える生活課題に寄り添い、丁寧な情報提供や支援を行っている点

母親と子どもそれぞれの生活課題を把握し、寄り添い見守りながら、日々の支援を行っている。育児への不安や焦燥、権利擁護などへの支援は、指導的な目線での支援になりがちであるが、ひだまり通信「まざぁず」を発行し、具体的なポイントを示しながら、平易な言葉で、母親と子どもとの目線を合わせた支援をしている。

このように、ひだまり通信「まざぁず」では、職員も母親であり、自分も育児に悩むことがあるとの姿勢が見え、楽しいコラムも加えられるなど、一緒に考え、一緒にやってみようという支援が、母親と子どもの自立への手がかりとなっている。

## ◇改善を求められる点

## 1. 母親や子どもに分かりやすい理念・基本方針の策定が望まれる点

施設の理念は施設経営や母親と子どもの支援のための拠り所であり、基本方針は理念を実現するための姿勢や目指す方向性を表すものである。また、内容として児童憲章の子どもの最善の利益のために等が反映されたものが求められる。しかし、現在の施設の理念・基本方

針は法律用語で表現された抽象的な文言であり、母親と子どもが理解しづらい内容となっている。今後、職員はもちろんのこと母親と子どもに分かりやすい理念・基本方針を策定することが望まれる。

## 2. 必要なマニュアルを整備し、標準的な実施方法の確立が急務である点

ひだまりには、標準的な実施方法としての入所時、退所時、夜間休日緊急対応、感染症対応マニュアルなどがあるが、施設の理念・基本方針に直結する重要かつ必須のマニュアルが無いため、その結果として、利用者サービスを公平かつ適切に実施するための標準的実施方法が確立されていない状況がある。

従って、今後①事業所の職員倫理綱領②プライバシー保護③相談・苦情対応④リスクマネジメントなどの必須マニュアルを早急に整備し、母子生活支援施設を適切に運営して行くための標準的な実施方法を確立することが急務である。

## ⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

ひだまりとして3回目の受審となりました。今回、初めて夜間休日管理人も含めた全職員で自己評価を行い、それに対して丁寧な審査が行われました。高く評価していただいた項目については、今後もより良い支援を提供していけるよう継続していくことはもちろん、必要であれば見直しを行い質の高い支援が行えるよう努力を続けていきたいと考えています。また、改善が求められる点につきましては、早急に見直しを行い、職員一丸となって入所者へ安全安心な支援の提供が行えるよう改善に取り組んでいきたいと思います。丁寧なご指導、ご助言いただいた評価委員の皆様に厚く感謝申し上げます。

## ⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果 (母子生活支援施設)

※すべての評価細目(共通評価基準 45 項目・内容評価基準 27 項目) について、判断基準 (a・b・c の 3 段階) に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

## 共通評価基準(45項目)

## 評価対象 I 支援の基本方針と組織

## I-1 理念・基本方針

	第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	
I I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b

#### 〈コメント〉

理念、基本方針は「要覧」に明示されている。しかし、抽象的な文言で表現され、施設の使命や職員の行動規範に繋がる具体的な内容にはなっていない。

今後、理念・基本方針には児童憲章の理念を反映した「子どもの権利擁護」と「子どもの最善の利益」を明記した分かりやすい表現が望まれ、職員はもちろんのこと母親と子どもへも周知することが期待される。

## I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対	応している。	
2 I-2-(1)-① 施設経営をとりま 分析されている。	く環境と経営状況が的確に把握・	С
(-1)(1)		

## 〈コメント〉

施設は、栗原市の所管下にあるが、子育て支援に関わる地域の実情をはじめ、支援を必要とする母親と子どものデータやニーズの把握・分析が不十分である。

今後は、地域における潜在的に支援を必要とする母親と子どもに関するデータを把握・分析し、虐待対応等の今日的使命の発揮や施設経営の安定性に繋げることが期待される。

 I-2-(1)-②
 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
 b

#### 〈コメント〉

事業経営上の重点的な課題としては 1、入居者の減少、空き室の増加 2、施設の老朽化 3、安全安心な生活のための防犯カメラの設置等が挙げられている。しかし、入居者の課題やニーズが多様化・複雑化する状況にあり、心理担当職員や専門職、スーパーバイザーの体制が不十分である。

今後は、市と経営的課題を共有し、課題の解決や改善に繋がる具体的な取組が期待される。

### I-3 事業計画の策定

I-3-(1)       中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。         I-3-(1)-①       中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。			第三者評価結果
	I - 3 -	(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	
	4		С

#### 〈コメント〉

理念・基本方針実現に向けた目標(ビジョン)が策定されておらず、施設の中・長期事業 計画の全体像が見える事業計画にはなっていない。

今後は、母子生活支援施設の特性に沿った目標(ビジョン)の策定と目標達成へ向けた中・ 長期計画の策定が望まれる。

 I-3-(1)-②
 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

#### 〈コメント〉

単年度事業計画は、業務スケジュールと同じ内容となっており、目標(ビジョン)が明確でない「行事計画」に留まっている。

今後は、目標(ビジョン)を明確にし、中・長期計画の内容を踏まえた単年度計画の策定が望まれる。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

6 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組 b 織的に行われ、職員が理解している。

## 〈コメント〉

事業計画は、行事計画を中心に職員に周知されており、毎月の職員会議で行事、定例集会、交流会などについて話し合い、次年度にも活かせるよう見直しを行っている。

今後は、母子生活支援施設としての目標(ビジョン)を明らかにした事業計画を策定し、評価の体制を定めて、組織的に行うことが望まれる。

#### 〈コメント〉

行事計画を中心に、月毎の取組を母親と子どもが参加する定例集会で説明している。 今後は、分かりやすい文書を工夫するなどして、母親と子どもがより事業計画に関心が持てるよう配慮して行われることが望まれる。

## Ⅰ-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

第三者評価結果

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

# 8 I-4-(1)-① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

b

#### 〈コメント〉

第三者評価受審による自己評価を行い、評価基準で示されている改善課題を職員全員で検討し、質の向上に繋げる取組を組織的に行っている。

今後は、定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行い、結果を分析・ 検討し、改善に繋げる組織的な取組が望まれる。

9 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を 明確にし、計画的な改善策を実施している。

С

#### 〈コメント〉

第三者評価の結果は職員全員で共有し、課題は把握されているが、課題解決の取組が組織 的に行われていない。

今後は、評価結果を職員参画のもと、市とも共有・協力しながら実効性のある改善が望まれる。

## 評価対象Ⅱ 施設の運営管理

## Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

_ ~	A CONTROL OF THE CONT	
		第三者評価結果
II - 1 -	-(1) 施設長の責任が明確にされている。	
10	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	а
〈コメント〉		

施設長の役割と責任は市事務分担表に明示されている。施設長は年度初めに職員に対し、 年度の取組への抱負や目標を明確にし、自らの役割と責任を表明している。また、母親と子 どもに対しても年度初めの定例集会において、表明している。また、母子の支援に際しては、 何ごとについてもチームワークをもって行動し、施設長が調整役となって対応している。

II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

## 〈コメント〉

施設長は、コンプライアンス研修を受講するなど遵守すべき法令を理解し、法令のリスト化を行い、最新の内容も把握している。しかし、職員への教育や研修が不十分であり、今後職員に対する法令遵守の具体的な取組を行うことが望まれる。

Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

[12] II-1-(2)-① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。

a

#### 〈コメント〉

施設長は、ケース会議へ参加し、事例に応じた課題解決のため職員や保健師などの専門職の意見を取り入れ、支援の質の向上に意欲的に取り組んでいる。また、施設長は全国母子生

活支援センター協議会(以後全母協という)の研修に参加し、自己研鑽に励み専門性の向上 に努めている。

| II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を 発揮している。

b

### 〈コメント〉

人事や労務、財務に関しては市の規程で管理されている。施設長は予算の執行状況を把握 しながら効率的な執行を行う努力をしている。しかし、人員配置や施設の老朽化による課題 は未解決である。

今後は、市と協議しながら経営改善や業務の効率化に取り組める体制の構築が望まれる。

## Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-	-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画	0
		С
	が確立し、取組が実施されている。	

#### 〈コメント〉

職員数は最低基準での配置であり、職員は可能な限り最大限の支援を行っている。施設は障害を抱えた母親と子どもへの養育や生活の支援の難しさに直面しており、心理担当職員などの人材確保が求められている。

今後は、施設長のリーダーシップにより市へ施設の入居者の実情を粘り強く説明し、必要な福祉人材の確保・定着に向けた体制の整備が望まれる。

15 Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

b

#### 〈コメント〉

人事管理は、市の規程によって人事基準などが定められており、職員に周知されている。 また、市人事評価制度による人事考課が実施され、目標管理シートによる業務評価と能力評価が行われている。しかし、施設の特性にそった「期待する職員像」が明示されていない。

今後は、全母協の倫理綱領に整合した「期待する職員像」を作成するなどし、高い倫理性と専門性、豊かな経験を積み重ねた人材の確保・定着に繋げる取組が望まれる。

## Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16	II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づく	b
		りに取り組んでいる。	

## 〈コメント〉

施設長は、職員の就業状況、有給休暇取得状況、時間外労働状況を把握し、労務管理の責任を果たしている。施設長は日常的に職員に声がけし、きめ細やかなコミュニケーションを図り、メンタルヘルス相談やメンタルチェックを通し、心身の健康と安全の確保に配慮している。

今後は、定期的に個別面談を行い、施設内での相談窓口の設置など職員が働きやすい職場作りが望まれる。

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。b

#### 〈コメント〉

人事評価制度は、平成29年度から正規職員対象に始まり、任用職員は令和2年度から実施される計画である。「業務管理シート」に基づいて、一人ひとり目標項目、目標水準、目標期限が明示され、面接により取組状況や評価が行われている。しかし、目標管理で基礎となる「期待する職員像」や理念・基本方針が明確ではない。

今後は、これらを踏まえた施設の目標にそった職員一人ひとりの育成の取組が望まれる。

II - 2 - (3) - ② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定さ b れ、教育・研修が実施されている。

#### 〈コメント〉

市の研修計画により職員の教育や研修が実施されている。また、施設では母親や子どもの特性に応じた支援の質の向上のため、専門性に配慮した内部研修も行われている。

今後は、「期待する職員像」を明示するとともに、研修計画の内容の定期的な見直しを行い、支援の質の向上へ繋げることが望まれる。

19 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されてい b る。

#### 〈コメント〉

市の研修計画及び施設の内部研修計画が策定され、県母協の研修にも参加するなど職種別、階層別、テーマ別研修が行われている。

今後は、スーパービジョン体制を確立し、職員相互に助言し合いながら援助技術の向上に 取組むことが望まれる。

Ⅱ-2-(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

 20
 II-2-(4)-① 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について 体制を整備し、積極的な取組をしている。
 a

#### 〈コメント〉

実習生受入れマニュアルが整備され、受入れ担当者が実習生を指導している。令和2年度には保育士資格取得を目指す2名を受け入れている。学校側と実習内容や経過、修了に至るまで連携を行うなど意欲的に取り組んでいる。

## Ⅱ-3 運営の透明性の確保

	第三者評価結果	
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われて いる。	b	
<コメント> 施設のホームページはなく、市のホームページ上においても施設の情報公開は行われてい		

ないが、第三者評価受審結果は、全国社会福祉協議会のホームページで公開されている。 今後は、公費による支援を実施する主体として理念・基本方針をはじめ、施設の取組など についての説明責任を果たすため、市と協力し積極的な情報公開が望まれる。

22 Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組 が行われている。

a

#### 〈コメント〉

市の財務規則により事務、経理、取引のルールが規定され経理や小口現金管理について決済を受けながら適正に実施している。職務分掌において権限と責任が明示され、職員に周知している。市の定期監査や県の行政指導監査は定期的に行われている。

#### Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II - 4 -	-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	
23	II-4-(1)-① 母親と子どもと地域との交流を広げるための取組を 行っている。	а

#### 〈コメント〉

「栗原市子ども・子育て支援事業計画」には地域との関わりの中での子育て支援の意義が明文化されている。地区の区長・民生委員と良好な関係を築きながら季節の行事や防災などで交流を行っている。母親と子どもがごみ集積場の当番や地区行事の参加を通して、地域での役割を果たす機会もあり、地域に対して、施設や母親と子どもへの理解を深められるよう取り組んでいる。

24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確に	
	し体制を確立している。	

#### <コメント>

ボランティアの受け入れは施設の特性を考慮し、慎重な姿勢を継続している。ボランティア受入れマニュアルの整備は行われていない。

今後は、ボランティア受入れの基本姿勢や体制の整備について市との協議を図ることが望まれる。

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25 **Ⅱ**-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等と の連携が適切に行われている。

a

#### 〈コメント〉

施設の役割や機能を達成するために社会資源との連携を重視し、関係機関とのケース会議や連絡会を実施し、情報共有しながら母親と子どもの支援に協働して取り組んでいる。主な関係機関は①福祉事務所 ②児童相談所 ③保健推進室 ④保健所 ⑤学校 ⑥病院 ⑦障害児デイサービスなどである。リストや保管場所を職員に周知し、職員や利用者がいつでも活用できるよう整備している。また自立支援計画に基づいた課題解決のために必要な専門性の高い連携により、母親と子どもの支援に繋げている。

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26 **Ⅱ-4-(3)-**① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

 $^{\rm c}$ 

#### 〈コメント〉

施設機能の地域への提供や開放には消極的であり、行われていない。また、母親と子どもの保護と安全を図る視点に重点を置き、積極的に地域との交流活動に踏み出せない現状にある。

今後は、福祉ニーズや生活課題の把握を目的に、子育て講習会や相談窓口、研修会などを 行う取組が望まれる。

27 **Ⅱ**-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が 行われている。

 $^{\rm c}$ 

## 〈コメント〉

福祉ニーズの把握を目的とした取組は行われておらず、事業計画においても公益的な事業・活動は示されていない。

今後は、社会的養護の施設の機能を活かし、役割と責任を果たすため、地域の福祉ニーズ 等に基づく公益的な事業・活動の展開が望まれる。

## 評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

## Ⅲ-1 母親と子ども本位の支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-	-(1) 母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。	
28	Ⅲ-1-(1)-① 母親と子どもを尊重した支援の実施について共通の 理解をもつための取組を行っている。	b

#### 〈コメント〉

全母協の「倫理綱領」を施設の護るべき倫理綱領として、職員の倫理的規範としている。 母親と子どもを尊重した支援を心がけながらケース会議で話し合い、自立支援計画を策定し、 支援の質の向上に繋げている。

今後は、標準的な実施方法に母親と子どもを尊重した基本姿勢を明記し、その検証や改善が望まれる。

29 Ⅲ-1-(1)-② 母親と子どものプライバシー保護に配慮した支援が c 行われている。

## 〈コメント〉

母親と子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアルが整備されておらず、「入所心得」においても居室立ち入り時の事前説明や同意等の配慮も不明確である。相談室があり、安心して相談できる環境は整っているが、通信、面会に関するプライバシー保護や入浴などの生活場面におけるプライバシー保護マニュアルが整備されていない。

今後は、マニュアルを整備し、職員はもちろんのこと母親と子どもへの周知が望まれる。

Ⅲ-1-(2) 支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

30 Ⅲ-1-(2)-① 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。

b

#### 〈コメント〉

入所予定の母親と子どもには「要覧」と「入所心得」(大人用)、「入所のしおり」(子ども用)で施設の支援内容を説明している。しおりはふりがなや、大きい字で読みやすい工夫がされている。見学者には居室や設備を丁寧に説明している。

今後は、母親と子どもへの分かりやすい理念・基本方針をはじめ、権利擁護、苦情解決制度、個人情報の取り扱いなどをしおりに記載し、安心して施設で過ごすための情報提供が望まれる。

31 Ⅲ-1-(2)-② 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやす く説明している。

b

## 〈コメント〉

支援の開始では、「入所のしおり」や「入所心得」などを丁寧に説明し、同意を得ている。 職員が施設の設備や居室、使用方法などを丁寧に説明し、母親と子どもの気持ちに寄り添い、 自己決定を尊重した支援を行っている。

今後は、意思決定が困難な母親と子どもへの説明の手順などを作成し、自己決定が図られる支援が望まれる。

32 Ⅲ-1-(2)-③ 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。

a

## 〈コメント〉

他の施設や地域・家庭への移行また入院などにあたり、自立支援計画に基づいて、支援の継続性に配慮した取組を行っている。移行にあたり、相談方法や窓口を文書で伝え、ケガや病気で入院の場合は医師や保健師、児童相談所と連携し、母親と子どもに寄り添い継続した支援を行っている。また、フードバンクの食材を退所した生活困窮者の母子に提供し感謝されている。

Ⅲ-1-(3) 母親と子どもの満足の向上に努めている。

33 Ⅲ-1-(3)-① 母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

b

#### 〈コメント〉

母親と子どもの面談は年2回、6月と年度終了時に行っている。面談の他、年間行事、旅行、クッキングなどのアンケートを行い、支援に反映させている。また、毎月の定例集会で意見、要望などを聞き、施設運営の改善に繋げている。

今後は、母親と子どもの満足に関する調査の担当者の設置や母親と子ども、職員参画のもとでの検討会議を開催し、具体的な改善を行うことが望まれる。

Ⅲ-1-(4) 母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

b

#### 〈コメント〉

「栗原市福祉サービスに対する苦情解決制度」が整備され、苦情受付担当者、苦情受付責任者、第三者委員を設置し結果は個人情報に配慮しながら公表している。施設では廊下に制度のフローチャートを掲示し、母親や子ども、職員に周知しているが母親と子どもへの周知は十分とは言えない。

今後は、母親と子ども向けのフローチャートによる説明など分かりやすい周知が望まれる。

35 Ⅲ-1-(4)-② 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。

8

#### 〈コメント〉

「入所のしおり」に「何か困ったことがあったら、職員に話してみようね」と具体的な事例を上げて丁寧に説明している。プライバシーを守り、相談室の他居室スペースでも話せることを説明し、日常的にも母親や子どもに随時声がけし、母親と子どもの不安を解消し、展望が見いだせるよう支援している。

36 Ⅲ-1-(4)-③ 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ 迅速に対応している。

b

#### 〈コメント〉

毎月の定例集会や日常的に随時母親と子どもから粘り強く意見や相談を聞いている。意見 や相談内容は記録し、支援や施設運営の改善に反映させている。

今後は、母親と子どもの意見や要望に基づく支援の質の向上に関する姿勢や解決に至る手順や結果説明、公表などが明記された相談対応マニュアルの整備が望まれる。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。

37 Ⅲ-1-(5)-① 安心·安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

b

## 〈コメント〉

「病気・事故発生マニュアル」や「夜間休日の緊急時対応マニュアル」があり、職員に周知している。令和2年度はヒヤリハット報告が1件 事故報告2件あり、要因分析と改善策、再発防止策の検討・実施が行われている。しかし、ヒヤリハットと事故の区別などに曖昧さが見られ、更なる安全確保・事故防止の研修が望まれる。また、不審者対応策や防犯カメラなどの機械警備の設置も求められる。

今後は、リスクマネジメント委員会の設置などを整備し、母親と子どもの安全確保の取組 の強化が望まれる。

38 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全 確保のための体制を整備し、取組を行っている。

a

#### 〈コメント〉

施設長が感染症対策の責任者として、「感染症対応マニュアル」や「衛生管理マニュアル」の整備や予防管理体制を市と連携して整えている。職員や母親と子どもには職員会議や定例集会において、周知徹底している。令和2年度には「新型コロナウイルス感染症への対応マニュアル」を新たに策定し、入所者、来訪者への対応や感染者発生時対応などを明示し、母親と子ども、職員の安全確保に努めている。

39	Ⅲ-1-(5)-③	災害時における母親と子どもの安全確保のための取
	組を組織的に行っている。 11 を組織的に行っている。	

b

#### 〈コメント〉

施設の消防計画に基づき、職員と母親と子どもが参加しての火災・地震・風水害などの避難訓練を毎月実施し、年1回消防署立ち合いの避難訓練も実施するなど防災意識は高い。また、施設は市のハザードマップ上、浸水想定区域に立地し、迫川の洪水時の「避難確保計画」を策定し入所者と職員を対象に避難誘導訓練を実施するなど安全確保のための取組を積極的に行っている。

今後は、「事業継続計画」(BCP)を定め、発災時の支援継続の取組が望まれる。

## Ⅲ-2 支援の質の確保

	第三者評価結果	
Ⅲ-2-(1) 提供する支援の標準的な実施方法が確立している。		
40 Ⅲ-2-(1)-① 提供する支援について標準的な実施方法が文書化され支援が提供されている。	c	

#### 〈コメント〉

「入所時マニュアル」、「退所時マニュアル」、「夜間休日緊急対応マニュアル」、「感染症対応マニュアル」など、一部の標準的な実施方法は整備されている。法律の改訂や市からの通達などがあった場合は、都度職員会議で職員全員に周知できるよう努めている。しかし、入所後から退所までの間の生活支援や育児支援、就労に関わる支援、支援計画作成手順など、具体的な支援に対する標準的な実施方法が整備されていない。また、事業所の職員倫理綱領、プライバシー保護、相談・苦情対応、リスクマネジメントなどの必須マニュアルが無いなど母子生活支援施設を適切に運営して行くための標準的な実施方法が確立していない。

今後は、母子生活支援施設にとって必要な標準的な実施方法とは何かを原点に立って広く 見直し、早急な整備が強く望まれる。

41 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。 c

#### 〈コメント〉

職員会議や、自立支援計画更新時に定期的に見直しをしているが十分ではない。

今後は、母子支援施設を適切に運営して行くための必須マニュアルの整備を行うことを前提に、利用者それぞれの自立支援計画の見直しに合わせ、職員と母親、子どもからの意見や提案を踏まえた標準的な実施方法の見直しを行うことが望まれる。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。 b

アセスメントは、入所時は福祉事務所からの個人記録や支援経過記録、健康票などの申し送り書類、入所希望者調書等に基づき、自立支援計画を作成している。入所後は、1年に2度個人面談を母親と子どもそれぞれに行い、ニーズの把握に努めている。必要時には福祉事務所職員や児童相談所職員、保健師、学校等と協議し、自立支援計画を作成している。しかし、自立支援計画は母親と子どもそれぞれの個別の計画とはなっていない。

今後は、自立支援計画に係る標準的な実施方法の確立が望まれ、母親と子どもそれぞれの自立支援計画の策定が望まれる。

43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。

b

#### 〈コメント〉

自立支援計画は1年に1度、個人面談や関係機関との協議等で、計画の見直しを行っている。また四半期に1度自立支援目標の評価を行い、職員会議でのケース会議や供覧により職員間で確認している。しかし、標準的実施方法が文書化されておらず、計画策定や見直し、評価、母親や子どもへの同意を得る手順や仕組みが構築されているとは言えない。

今後は、自立支援計画の PDCA を実践し、より質の高い支援が望まれる。

## Ⅲ-2-(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。

Ⅲ-2-(3)-① 母親と子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化さている。

b

#### 〈コメント〉

「母子支援員日誌」「少年指導員日誌」「夜間休日管理日誌」などにより、日々の支援状況を記録している。「母子支援員日誌」は、母親と子どもそれぞれに記録され、支援の実施状況が確認できる。記録はホルダーに綴られ、適切に管理され、職員間で情報が共有できるようにしている。しかし、記録する職員によって内容にばらつきあるため、現在記録するべき内容を精査している。

今後は、記録についてのマニュアル作りを進め、より質の高い記録の整備が望まれる。

45 Ⅲ-2-(3)-② 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

## 〈コメント〉

栗原市の「個人情報保護条例」に沿って、記録の管理を行っている。紙の記録は鍵のかかるロッカーで保管し、パソコンはパスワードを設定し、セキュリティが保たれている。栗原市より個人情報保護条例に関わる通達があった場合は、職員会議で周知に努めている。

## 内容評価基準(27項目)

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な支援の実施」の付加項目

A-1 母親と子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援		
	第三者評価結果	
A-1-(1) 母親と子どもの権利擁護		
A① A-1-(1)-① 母親と子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a	
〈コメント〉		
全母協の「倫理綱領」を指針とし、職員会議で読み合わせ、掲示、日誌に持	<b>丼むなど職員に</b>	
周知徹底している。母親と子どもには、1ヶ月に1回の定例集会で、児童憲章	置や権利擁護に	
ついて、説明したり学習したりする機会を作っている。また、ひだまり通信	「まざぁず」を	
発行し、分かりやすい平易な言葉で、育児への助言や自己肯定感醸成へのポイントなどを示		
し、権利擁護や虐待防止への一助にしている。		
A-1-(2) 権利侵害への対応		
A② $A-1-(2)$ -①いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、		
人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なか	С	
かわりが起こらないよう権利侵害を防止している。		
〈コメント〉		
「栗原市職員服務規程」や「全母協倫理綱領」に基づき支援を行っている。	いかなる場合	
も不適切な関わりが無いよう、職員間で情報共有や話し合いを行っている。		
権利侵害と思われる事例は発生していないが、今後権利侵害があった場合を	想定し、事実	

権利侵害と思われる事例は発生していないが、今後権利侵害があった場合を想定し、事実 確認や原因の分析、処分などを行う仕組みをマニュアル化して整備することを期待する。

A3	A-1-(2)-② いかなる場合においても、母親や母親と子どもが、	
	暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底	a
	している。	

## 〈コメント〉

定例集会や日ごろのコミュニケーションの中で、暴力や脅かし、人格を否定するような言 動をしないよう周知している。不適切な行為が確認された場合は、職員が間に入り母親と子 ども両者と話し合い、それぞれの気持ちを代弁し、積極的に改善ができるよう支援している。 また必要時には児童相談所に連絡し、指導をお願いすることもある。ひだまり通信「まざぁ ず」で、子どもとの関わり方などわかりやすい言葉で情報を発信し、支援に生かしている

A4	A-1-(2)-③ 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような	b
	不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	

## 〈コメント〉

日ごろから子どもとのコミュニケーションを心掛け、不適切な関わりなどがあった場合に 相談しやすい関係の構築に努力している。日々の会話の中で、気になる言動があった場合、

業務日誌に記録し、職員間で情報を共有し、早期発見に努めている。

しかし、昨今の子どもを取り巻く環境において、インターネットや SNS を利用した不適切な関わりなどが問題となっており、今後子ども自身が身を守るための知識の習得や、身を守る方法など、より積極的に学習できる機会を作ることが望まれる。

#### A-1-(3) 思想や信教の自由の保障

A⑤ A-1-(3)-① 母親と子どもの思想や信教の自由を保障している。

a

#### 〈コメント〉

母親と子どもの思想や信教の自由は、最大限に尊重している。ただし施設内での布教活動 や勧誘は認めておらず、「入所心得」にも明記している。

## A-1-(4) 母親と子どもの意向や主体性の配慮

A⑥ A-1-(4)-① 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動(施設内の自治活動等)を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。

a

#### 〈コメント〉

地区の自治会に加入し、地域の清掃やゴミ集積所の掃除などを行っている。施設内では、 共有部分の掃除や風呂当番など役割分担をした活動を行っている。また、中庭を利用し、野 菜作りを行い、母親同士で調理の工夫やメニューの情報交換を行った。定例集会で行事の希 望を聞き、企画や運営なども自主的にできるよう支援している。

#### A-1-(5) 主体性を尊重した日常生活

A⑦ A-1-(5)-① 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。

b

#### 〈コメント〉

母親と子どもの意向を、個人面談や日々の会話の中から把握し、生活の目標を立て支援している。目標が達成できたかは四半期ごとに評価し、次の目標に生かしている。しかし、評価結果や目標の達成度は母親や子どもにフィードバックされていない。

今後は、自己肯定感や達成感が得られ、次のステップに挑戦できるよう、評価のフィードバックが望まれる。

A® A-1-(5)-② 行事などのプログラムは、母親や子どもが参 画しやすいように工夫し、計画・実施している。

a

#### 〈コメント〉

定例集会や個人面談時に、母親と子どもに希望を聞き行事計画を立てている。中庭の野菜作りでは、母親たちが積極的に関わり、収穫した野菜の調理などで母親同士の交流もできた。 現在は保育が必要な利用者はいないが、必要時には保育を行っている。

企画から運営まで子どもたちが関わり、サンドイッチ作りやマリンスポーツ体験などを行い、好評だった。

A-1-(6)	支援の継続性とアフターケア

A9 A-1-(6)-① 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。

b

#### 〈コメント〉

退所後の支援計画は作成していない。退所時は関係自治体の保護課や福祉事務所、学校等と連携し、生活に不安が無いよう支援をしている。退所1週間後、1か月後と定期的に電話連絡を行い、必要な相談に対応している。フードバンクからの食料提供があったときには退所者にも連絡し、食材の提供を行っている。

母子生活支援施設に期待される役割にはアフターケアも含まれていることから、今後退所 後の支援計画を作成し、より積極的な取組が望まれる。

## A-2 支援の質の確保

## A-2-(1) 支援の基本

A⑩ A-2-(1)-① 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。

b

## 〈コメント〉

母親や子どもが抱える個別の課題に対しては、保育士2名と社会福祉主事が日々の支援に当たっている。専門的な支援が必要な場合は、市の保健師や児童相談所の心理士と連携し、支援している。しかし、精神的な不安や焦燥、障害特性による不穏や生きづらさ、愛着心の醸成など専門的な関わりが必要な入所者もいる。

今後は、専門職による相談支援が必要と思われ、心理職の配置が望まれる。

## A-2-(2) 入所初期の支援

A① A-2-(2)-① 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。

b

#### 〈コメント〉

福祉事務所、児童相談所や主治医、学校と連携し、安心して生活できるよう支援している。 緊急入所者へは、いつでも使用できるよう家財道具を準備し、家財道具を用意できない入所 者には貸出をしている。入所直後は声掛けや不安に寄り添う支援を心掛け、施設に馴染み、 職員との信頼関係の構築に向け努力している。

今後は、母親と子どもそれぞれの支援計画の策定が望まれる。

## A-2-(3) 母親への日常生活支援

A(2)A-2-(3)-(1)母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。

a

## 〈コメント〉

本人の意向により、日常生活上の支援を適宜行っている。調理が苦手なら、献立の提案や 一緒に調理を行う、金銭管理が苦手なら、家計簿を一緒につけたり、いったん預かって使用 目的ごとに仕分けしたり、貯蓄を促したりと、ニーズに沿った支援を行っている。ひだまり 通信「まざぁず」でも、献立の提案や生活の知恵などを発信している。

A③ A-2-(3)-② 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもと の適切なかかわりができるよう支援している。

a

#### 〈コメント〉

子育でに関する悩みや不安に寄り添い、必要に応じ助言や見守り、補完保育を行い支援している。不適切な関わりがあった場合は、職員が介入し母親と子ども両者の気持ちを丁寧に聞き、学校や関係機関と連携し支援している。ひだまり通信「まざぁず」で、育児のちょっとしたポイントなどを分かりやすく紹介している。

b

## 〈コメント〉

職員から積極的に挨拶や声掛けを行い、気軽に話せる雰囲気を作るよう努力している。いつでも相談できることを伝え、否定をせず傾聴・共感を大切にしている。定例集会や行事を通し、入所者同士の関係が良好に保てるよう配慮している。トラブル時は職員が介入し、関係修復に努力している。

集団生活のストレスや、社会との関係、育児のなど、施設内での悩みや不安には都度寄り添っているが、必要時に心理職などの支援が必要と思われることから、専門職の配置が望まれる。

#### A-2-(4) 子どもへの支援

A (5) A-2-(4)-① 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育 に関する支援を行っている。

a

#### 〈コメント〉

クッキング体験や季節の飾りつけなどの製作を声掛けし、実施している。現在、保育が必要な利用者はいないが、必要に応じ保育支援を行っている。また、母親の状況によっては通院の付き添いなども柔軟に対応している。愛着障害のある子どもには、日々の会話や行動からサインを見つけ、必要な支援ができるよう、「母子支援員日誌」や「少年指導員日誌」に記録し、職員間で情報を共有し、支援している。

A⑥ A-2-(4)-② 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や 進路、悩み等への相談支援を行っている。

b

#### 〈コメント〉

学習室や集会室を利用し、落ち着いた環境で学習できる環境を整えている。パソコンも常備し、貸し出している。進路については母親と本人の意向を丁寧に聴き取り、希望に添えるよう、学校とも連携し支援している。各種奨学金等の情報も提供している。しかし、学習指導は職員ができる限り行っているが十分ではない。

今後は、ボランティアの活用など、日々の支援に生かすことが望まれる。

$A \widehat{\mathbb{I}}$	A-2-(4)-③ 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなとの	
	かかわりや、母親と子どもどうしのつきあいに配慮し	b
	て、人との関係づくりについて支援している。	

### 〈コメント〉

ふれあい交流会や押し花教室を通し、母親や職員以外の大人との交流ができるよう配慮している。また、実習生を積極的に受け入れ、行事や製作を一緒に行い、楽しい雰囲気で交流できるように工夫している。

今後は、ボランティアを積極的に受け入れ、専門職と連携して、発達段階に応じた他者と の関わり方のプログラムの構築が望まれる。

A® A-2-(4)-④ 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正し c い知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。

#### 〈コメント〉

性の知識を学ぶ機会は設けていない。日常の生活の中で、異性との付き合いを打ち明けられることはあり、都度相談に乗っている。インターネットや SNS を使用する子どもたちの、性のトラブルは多い。自分を守ることや、相手を守ることなど、性に関する知識を発達段階に応じ、伝えることは不可欠であり、学習会等の開催の検討が強く期待される。

#### A-2-(5) DV被害からの回避・回復

A⑩A-2-(5)-①母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。a

#### 〈コメント〉

緊急保護のための部屋を、いつでも使用できるよう整備している。夜間は当直の職員が対応し、施設長と連絡を取り24時間対応できる体制となっている。関係自治体や警察・福祉事務所との連携も必要に応じ行っている。「短期支援事業(緊急保護)の要点」を整備し、入所時の説明を行っている。

A2 A-2-(5)-② 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。

a

## 〈コメント〉

母親と子どもの安全確保のため、玄関はオートロックとなっている。一時保護対応の部屋は外から侵入できないような構造になっている。不審者等が確認された場合は、警察と連携し対応し、パトロールの強化を依頼している。母親の意向を確認し、必要な情報を提供し、法テラスなどの関係機関の紹介や同行を行い、支援している。

 A②
 A-2-(5)-③
 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。
 b

#### 〈コメント〉

県母協の研修へ参加し、必要な情報収集に努め職員間で共有し、支援につなげている。栗原市が主催する一般向け研修会に母親が参加することもある。母親と子どもの心に寄り添う支援を心掛けている。必要に応じ、保健師や医療機関とも連携し、支援している。

今後は、心の回復には、専門的な知識やアプローチが必要と思われることから、心理療法 担当職員の配置が求められる。

#### A-2-(6) 子どもの虐待状況への対応

A② A-2-(6)-① 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかかわり、虐待体験からの回復を支援している。

b

#### 〈コメント〉

児童憲章を常に念頭におき、一人ひとりがかけがえのない存在であることを伝えられるよう支援している。子どもとの関係性を大事にし、個別に話す機会を作るよう努力している。 職員は虐待に関わる研修には積極的に参加し、支援の向上に努めている。

今後は、愛着障害のある子どももおり、心理療法が必要な場合も想定されることから、専門職の配置が求められる。

A3 A-2-(6)-② 子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を 行っている。

a

#### 〈コメント〉

日ごろから関係機関と情報交換を行い、子どもの権利擁護のための支援を行っている。必要に応じ、福祉事務所・児童相談所・学校・病院のケースワーカー・障害者支援事業所・子育てにかかわる NPO 法人等が参加したケース会議を開催している。子どもを取り巻く支援者が連携し、子どもの権利擁護に努めている。

## A-2-(7) 家族関係への支援

A②A-2-(7)-①母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。

a

## 〈コメント〉

母親の悩みや不安に寄り添い、話しやすい関係が構築できるよう支援している。子どもの気持ちにも配慮し、母親と子どもの関係調整を行っている。必要時には、親族にも協力をもらい、支援を行っている。ひだまり通信「まざぁず」で、育児や生活課題へのポイントを分かりやすく発信している。

#### A-2-(8) 特別な配慮の必要な母親、母親と子どもへの支援

A⑤ A-2-(8)-① 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。

a

#### 〈コメント〉

障害や精神疾患等配慮が必要な母親と子どもの支援には、保健師や児童相談所に定期的な関わりを依頼しており、場合によっては精神科医や医療ケースワーカーと連携して支援に当たっている。障害のある子どもには、学校や障害者総合支援事業所と連携し、放課後デイサービス等の利用ができるよう支援している。また、受診時の同行や服薬管理、各種手続きなどの支援を行っている。

## A-2-(9) 就労支援

A36 | A-2-(9)-① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。

b

## 〈コメント〉

母親の希望や適性等に配慮し、ハローワークやインターネット等での求職情報や、資格取得の情報などを積極的に提供している。

今後は、地域性もあり職場開拓には限界があるが、母親と子どもが自立に向かって希望が持てるよう、職場開拓が望まれる。

A② A-2-(9)-② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。

a

## 〈コメント〉

障害等で就労が困難な母親には、地域活動支援センターの紹介や、生活保護の申請を行うなど、本人の心身の状況や意向に合わせた支援をしている。就労先との関係調整は本人からの依頼があれば、施設長が対応している。職場での悩みや人間関係に対する相談には、都度応じている。